

# 定款・規約等

令和3年5月

公益社団法人  
高岡市シルバー人材センター

## 目 次

- 1 シルバー人材センターの基本理念…………… P 1
- 2 定 款（抜粋）…………… P 2
- 3 会員就業規約…………… P 4
- 4 安全・適正就業基準…………… P 6
- 5 あおば会規約…………… P 8
- 6 シルバー保険について…………… P 11
- 7 配分金収入に対する所得税の取り扱いについて…………… P 12
- 8 自動車任意保険証券の提示について…………… P 13
- 9 第2次中期計画（要約版）…………… P 14

# シルバー人材センターの基本理念

## 「自主・自立」 「共働・共助」

シルバー人材センターは、「自主・自立」「共働・共助」という言葉をモットーに、次のような理念のもとに事業運営されています。

第一に、地域の高年齢者がその生活している地域を基盤として、自主的に連帯し、ともに働き、ともに助け合っていくことを目指しています。

第二には、働く意欲と能力をもった高年齢者であれば、誰でも参加の道を開き、自主的な組織参加と労働能力の発揮により、豊で積極的な老後生活の構築と社会参加による生きがいの充実を図ろうとするものです。

第三には、高年齢者の就業を促進することにより、高年齢者自身の活動的な生活能力を引き出すとともに、その家族や地域社会に活力を生み出し、ひいては、地域社会の活性化につなげていきます。

# 定 款（抜 粋）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人高岡市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

（事務所）

第2条 センターは、主たる事務所を富山県高岡市に置く。

（目的）

第3条 センターは、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
  - (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）若しくはその能力を活用して行う業務に係る就業（富山県知事から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けたものに限る。）を希望する高齢者への職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
  - (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
  - (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
  - (6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 2 前項の事業については、富山県において行うものとする。

## 第2章 会員

（種別）

第5条 センターの会員は、正会員及び賛助会員の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者。

- (1) 高岡市に居住する原則として60歳以上の者。
- (2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。

3 賛助会員は、高岡市内に住所又は事業所がある個人又は団体であって、センターの目的に賛同し、事業に協力するもの。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3 入会承認について、緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、理事長においてこれを専決処分することができる。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 全ての正会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。

この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) センターの定款又は規則に違反したとき。

(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1 この定款の一部変更は平成25年5月30日から施行する。ただし、第4条の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この定款の一部変更は平成30年5月31日から施行する。

附 則

1 この定款の一部変更は令和2年5月31日から施行する。

附 則

1 この定款の一部変更は令和3年5月29日から施行する。

# 会員就業規約

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人高岡市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実をあげようとするものである。

(処遇の平等原則)

2 会員は、就業にあたって社会的地位、信条、門地、性別、宗教、国籍などの理由で、差別的取扱いを受けない。

(就業承諾書の提出)

3 会員は、就業にあたって事前にセンターに就業承諾書を提出しなければならない。

(自動車保険証券の提示)

4 会員は、就業にあたって事前に、センターの提供した就業（就業途上含む。）に使用する車両の自動車保険証券（任意自動車保険証券）を提示しなければならない。

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

## 第2章 就業

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の手順、作業時間、作業期間又は完了予定日、配分金等について打ち合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとする。

又、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業終了又は就業報告書締切期日後速やかにセンターに提出しなければならない。

(就業上の留意事項)

第5条 会員は、就業にあたり相互に次の点に留意すること。

(1)センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。

(2) やむを得ない事情で約束の仕事に従事できない場合は、事前にセンターに届け出ること。

(3) 仕事上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは他にもらさないこと。

(共同作業の留意事項)

第6条 会員は、共同作業を必要とする場合は、以上の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

(1) 就業会員は、そのなかから世話人（以下「班長」ともいう。）を互選する。世話人は就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打ち合わせ等につき、センターに協力すること。

(2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。

(3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。

(4) 就業会員が就業中けがをし、又は身体や健康状態が異常となる等、もしくは、第11条に相当する事故が発生する等の不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は、

直ちに世話人及びセンター又は発注者に連絡を行う等の応急措置をとるようにすること。  
(会員証)

第7条 会員に会員証を交付する。

2 会員証の様式は別に定めるものとする。

3 会員証は就業時に必ず携帯しなければならない。

4 会員は、発注者との最初の面談或いは就業時に会員証を提示し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

5 会員証は退会時にはセンターに返還しなければならない。紛失または破損した時は、すみやかにセンターに届け出て再交付の手続きをしなければならない。

(就業の終了)

第8条 会員は、次の場合に該当するときは、その就業を終了する。

(1) 死亡したとき。

(2) 本人から就業を取り止めたいという申し出があったとき。

(3) 定められた就業期間が満了したとき。

(4) 天災事変、その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき。

(5) 本人の就業が、その健康と福祉に反すると認められたとき。

(6) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為がしばしばあるとき。

### 第3章 安全衛生

(健康と能力に応じた就業)

第9条 センターは、受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努めること。

(安全衛生の確保)

第10条 会員は、常に健康に留意し、その就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

### 第4章 傷害保険

(傷害保険)

第11条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容をセンターに届けて指示に従うこと。

### 第5章 損害保険

(損害保険)

第12条 会員の就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財産に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

ただし、免責分三万円は会員の負担とする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

### 第6章 雑則

(規約の改廃)

第13条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日より施行する。

## 安全・適正就業基準

(目的)

第1条 この安全・適正就業基準は、公益社団法人高岡市シルバー人材センター（以下「センターという。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとする時は、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全就業心得)

第3条 会員は、就業するにあたっては次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだり、あわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装、履物は、作業に合った動きやすいものにする。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。

(作業別安全就業基準)

第4条 会員は、植木剪定・塗装・清掃等の作業に従事する場合は、別途に定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに、必要に応じて命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通事故の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイにあたっては、十分注意し運転しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに黄色の帽子・腕章を着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し、危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第8条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱い方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は、使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第 10 条 会員は、常に健康の維持管理に務め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分にとるよう心掛けなければならない。

(報告義務)

第 11 条 会員は、仕事場との往復時や、就業中にけがをしたとき、又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者、又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

#### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 高岡市シルバー人材センターあおば会規約

### (目的及び設置)

第1条 この規約は、公益社団法人高岡市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員等の親睦及び相互共助を図り、以て、センターの発展に寄与することを目的に、センターあおば会（以下「あおば会」という。）を設置する。

### (会 員)

第2条 あおば会の会員は、センターの会員及びセンターの役職員をもって組織する。

2 会長は、前項に規定する以外の者で、特に必要と認めた場合は、役員会の承認を得て、その者を会員とすることができる。

### (役 員)

第3条 あおば会に次の役員を置く。

会 長	1名
委 員 長	1名
副委員長	2名
委 員	10名～15名以内
監 事	2名

### (役員を選出)

第4条 会長は、センターの理事長をもって充てる。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員及び監事は、地区ブロック（別表1）毎から推薦された8名の会員及びセンターの理事、職域班から推薦された会員の中より会長が委嘱する。

### (役員の仕事)

第5条 会長は、あおば会を代表する。

2 委員長は、会務の統理に当たる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

4 委員は、あおば会の企画に参画し、その職務を分担する。

5 監事は、毎会計年度の事業の状況及び会計経理を監査し、その結果を総会で報告するものとする。

### (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は2年とする。

ただし、補欠により選出された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

### (会 議)

第7条 あおば会の会議は、総会及び役員会とし、総会は、センターの通常総会開催日に行う。

2 役員会は、委員長が招集する。

### (会議の構成)

第8条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、委員をもって構成する。

### (会議の権能)

第9条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、会の運営に関し重要な事項を議決する。

2 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(会議の議長)

第10条 総会の議長は、その総会において出席した会員のうちから選出する。

2 役員会の議長は、委員長が行う。

(会議の議決)

第11条 会議の議決は、この規約に別に定めるもののほか、出席した会員又は委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第12条 あおば会の事務局は、センター事務所内に置く。

(事業)

第13条 あおば会は第1条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員ふれあい交流会の開催
- (2) 慶弔費等(別表2)の支給事業
- (3) 社会奉仕事業
- (4) その他、福利厚生事業

2 前項の事業について必要な事項は、別に定める。

(会費)

第14条 あおば会の会費は、年間1,000円とする。

2 会費は、年度当初又は入会時に一括納入し、納入後は一切返戻しない。

(財源)

第15条 第14条の事業に必要な経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 負担金
- (3) センター助成金
- (4) センター賛助会助成金
- (5) 寄付金その他

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(規約改定)

第17条 この規約は、総会において出席会員の過半数の同意を得て改定することができる。

(雑則)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が役員会の承認を得て、別に定める。

附則

1 この規約は、平成23年5月26日から施行する。

附則

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附則

1 この規約は、平成28年5月26日から施行する。

(別表1)

### 地区ブロック表

ブロック名	地区名
第 1	太田、古府、伏木、能町A、能町B
第 2	二上、守山、成美A、成美B、川原、牧野
第 3	国吉A、国吉B、石堤、西条A、西条B、横田A、横田B、福田
第 4	野村A、野村B、野村C、下関、平米、定塚A、定塚B
第 5	立野、小勢、東五位、博労A、博労B、木津
第 6	二塚、佐野、戸出A、戸出B、中田
第 7	福岡A、福岡B、山王A、山王B、大滝
第 8	西五位、五位山、赤丸

(別表2)

### 慶弔費等支給基準表

1. 祝等は、次の者に対して行う。
  - (1) 満80歳に達した会員をふれあい交流会等に招待し、祝品を贈る。  
ただし、未就業者は除く。
  - (2) 会員が結婚したときは祝品を贈る。
  - (3) 祝品に要する費用の額は、会長が定める。
2. 傷害等見舞金は、次の者に対して行う。
  - (1) 傷害等見舞金の種別は、次のとおりとする。
    - ① 傷害見舞金
    - ② 災害見舞金
    - ③ 弔慰金
    - ④ その他、会長が特に認めるもの
  - (2) 傷害等見舞金は、次の者に支給する。
    - ① 会員
    - ② センターの運営に貢献し、特に会長が必要と認める者。
  - (3) 傷害等見舞金の支給は、次の区分による。
    - ① 傷害見舞金  
会員がセンター事業の就業中に傷害を受け、引き続き30日以上入院加療を要したときは、5千円。
    - ② 災害見舞金  
会員の居住が災害を被ったときは、2万円とする。
    - ③ 弔慰金  
ア、会員が死亡したときは、弔電、及び、5千円とする。  
イ、会員がセンター事業の就業中、又は、就業中の傷害が原因で死亡したときは弔電、生花一基、及び1万円。

## シルバー保険について

シルバー保険は、会員のみなさまに安心して働いていただけるように高岡市シルバー人材センターで加入している団体傷害保険・賠償責任保険です。

会員の就業は、雇用関係が成立しないため、労災保険の適用はありません。そこで、開発されたのがこのシルバー保険です。

### 1 シルバー保険の種類

#### (1) 団体傷害保険

センターの提供した仕事に従事中や仕事場への行き帰りにケガをしたとき、並びにセンターの総会に出席中または、センター主催の講習会に参加中やその行き帰りにケガをしたときに適用されます。

#### (2) 賠償責任保険

就業中に誤って他人にケガをさせてしまったり、他人の物を壊してしまった場合に適用されます。

※ただし、ここでいう「他人」にはセンター会員及び職員の物は含まれません。

### 2 保険給付の内容

#### (1) 団体傷害保険

##### ① 死亡保険金

事故の日から 180 日以内にケガが原因で死亡されたとき 1,000 万円

##### ② 後遺障害保険金

事故の日から 180 日以内にケガのため後遺障害が生じたときはその程に応じる。

##### ③ 入院保険金

ケガにより入院されたとき、事故の日から 180 日を限度に 1 日当たり 3,000 円

##### ④ 通院保険金

ケガにより、医師の治療を受けたとき、事故の日から 180 日を限度とし、最高 90 日分まで、通院日数 1 日につき 2,000 円

#### (2) 賠償責任保険（最高限度額）

① 人身傷害 1 名 3,000 万円、1 事故 1 億円

② 財物 1 事故 1,000 万円

※保険の適用にあたり免責額（会員の自己負担額）として、1 事故に 3 万円を負担いただきます。

※自動車事故については対応できません。また会員の故意・重大な過失による賠償責任が発生したときは、会員が負うこととなります。

### 3 実際に事故があったときの対応

(1) すみやかに事務局に連絡して、事故の状況や傷害の程度をお知らせください。

(2) ケガをして入院や通院をする場合、各自の健康保険証を使用し、医療費をお支払いください。その際、領収書を保管し、完治後、すみやかに事務局へ提出してください。なお、保険金は後日支払われます。

## 配分金収入に対する所得税の取り扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金収入に対する所得税の取り扱いは、以下のとおりとなります。

会員が受け取る配分金は、所得税法上「雑所得」とされ、原則として所得税の対象となり、確定申告する必要があります。

雑所得は必要経費 55 万円が控除されますので、他の所得がまったくない会員は、基礎控除 48 万円が加わり 103 万円まで課税されません。

配分金の他に給与所得のある会員は、控除額に変更があります。(合わせて 55 万円)

事例 1 : 所得が配分金のみの場合

$$\begin{aligned} & (\text{配分金} - \text{必要経費 } 55 \text{ 万円} - \text{基礎控除 } 48 \text{ 万円} - \text{その他の所得控除}) \\ & \times \text{所得税率} = \text{申告納税額} \end{aligned}$$

事例 2 : 所得が配分金と公的年金等がある場合

$$\begin{aligned} & \{ (\text{配分金} - \text{必要経 } 55 \text{ 万円}) + (\text{公的年金等} - \text{公的年金等控除額}) \\ & - \text{基礎控除 } 48 \text{ 万円} - \text{その他の所得控除} \} \times \text{所得税率} = \text{申告納税額} \end{aligned}$$

※上記計算中、配分金 55 万円未満の場合、控除額は配分金相当の金額です。

※配分金には消費税額が含まれています。

※その他の所得控除は、社会保険料や各種保険料、医療費、扶養控除等があります。

※配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、税務署にお尋ねください。

## 自動車任意保険証券の提示について

皆さま方より入会時に提出していただいております「就業承諾書」に記載のとおり自動車運転業務中に発生した事故については「シルバー保険」は適用されません。従って、万一就業中（自宅から仕事場までの行き帰り含む。）に自動車事故が発生した場合は、その当該車両が加入している自動車損害賠償責任保険（いわゆる自賠責保険）もしくは任意保険をもって対処していただくこととなります。

つきましては、その加入状況の確認のため、現在貴方が通勤及び作業に使用しておられる自動車全て（複数台も有り得る。）の任意保険証券の提示をお願いいたしたくご案内させていただきます。

なお、本件につきましては、平成20年3月に「会員就業規約」が改定され、センター会員登録にあたっての必須要件となりました。

また、提示していただきました証券につきましては、「公益社団法人高岡市シルバー人材センター個人情報の保護に関する規定」に則り厳正に管理、取り扱いさせていただきます。

### 記

- 1 提示していただくもの  
任意保険証券の原本またはその写し
- 2 提示期限  
入会申込書兼会員票の提出の際、併せてお願いいたします。

## 第2次中期計画（要約版）

### 生き生きセンター 「あなたと歩む 地域と生きる」

#### I 計画策定の目的

働く意欲のある会員の活動の場として、地域のニーズに的確に応えられるシルバーであり続けるために、第2次中期計画（平成31年度から5年間）を策定し、健全で適正なセンター事業運営を期すものとします。

#### II 計画の期間

本計画の期間は、富山県シルバー人材センター連合会の第3次中期計画（計画期間：平成31年度から35年度）及び全国シルバー人材センター事業協会の会員100万人達成計画（計画期間：平成30年度から36年度）にも対応していくため、平成31年度から35年度までの5年間とします。

#### III 基本計画

##### 1 会員数の増強

新規会員の入会促進、既存会員の退会防止、女性会員の増強に努め、全国シルバー人材センター事業協会の「会員100万人達成計画」に基づき、平成35年度には1,358人を目指します。

##### 2 受託事業の拡大

就業開拓委員会を中心に企業訪問等による新規受注や派遣事業の拡大を図るほか、社会情勢の変化を的確にとらえ、会員・役職員が一丸となった取り組みを行ない、平成35年度には受注件数で14,700件、契約金額では512,500千円を目標とした取り組みを行います。

##### 3 就業率と就業能力の向上

新入会員や未就業会員に対して就業機会を提供し、就業率の向上に努め、平成35年度には90%を目指します。

また、各種講習会や接遇研修等を開催し、会員のスキルアップとサービス向上を目指します。

##### 4 安全就業の徹底

安全・適正就業推進委員会を中心に安全パトロール等を行い「安全はすべてに優先する」という会員の心得を念頭に、安全就業に努め、平成35年度までに事故発生ゼロを目指します。

また、全会員が健康で、かつ良質な仕事を提供し続けることを目的に、会員の健康診断受診の奨励や自己の健康管理の維持に努めます。

##### 5 適正就業の推進

センターの就業は、請負、委任、派遣、職業紹介など多岐に渡るため、それぞれの形態において適正な就業を確保するために、厚生労働省・全国シルバー人材センター事業協会発行の「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に沿った運営を行い、公益法人としてコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図ります。

## 6 組織・事業の充実強化

シルバー人材センターは「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、組織の運営や仕事の開拓等についても可能な限り会員自らが積極的に当たるといふ、会員の自主的な活動を基本としています。

また、理事会・専門委員会は、センターが理念に沿った健全な発展ができるように、センターの公益目的、基本理念、組織運営の原則などを十分に理解した上で、積極的な運営を図ります。事務局は、会員との連絡調整や活動支援のほか、公益法人であることを自覚し、労働関係法令を遵守し、公正かつ適正な運営に努めます。

## 7 財政基盤の強化

公益社団法人は、「収支相償」という難しい事業運営が求められており、各年度の事業実績状況の動向や収支状況等を十分見極めていく必要があります。

また、公的機関等に対しては、財政支援の強化について引き続き要望し、センターも運営経費の見直しや節減にも努めていきます。

事務費率・会員会費の見直しについては、今後の収支バランスを見ながら適宜、改定について検討を行います。

### 年度別目標値

	会員数	受注件数	契約金額	就業率
H31 年度（令和元年）	1,105 人	14,500 件	502,500 千円	88.0%
H32 年度（令和2年）	1,148 人	14,550 件	505,000 千円	88.5%
H33 年度（令和3年）	1,214 人	14,600 件	507,500 千円	89.0%
H34 年度（令和4年）	1,284 人	14,650 件	510,000 千円	89.5%
H35 年度（令和5年）	1,358 人	14,700 件	512,500 千円	90.0%

中期計画の原本は、事務局で希望される会員にお渡しいたします。  
また、センターホームページの「情報公開」でも閲覧できます。

発行日 平成31年 3月 発行者 高岡市博労本町4番1号 公益社団法人 高岡市シルバー人材センター
---